

議案第 22 号

鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

鳥取県西部町村就学支援協議会の会長選任方法変更に係る
規約改正理由書

障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査に関する事務を行うにあたり、協議会の代表である会長を、町村長からより教育に責任を持つ教育長に変更するものである。

なお、施行日を平成31年6月1日からとするのは、現在の委員の任期に合わせるためである。

鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を改正する規約

鳥取県西部町村就学支援協議会規約（昭和 52 年 10 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第 5 条 協議会は、会長及び委員 <u>6 人</u>をもってこれを組織する。 (会長) 第 6 条 会長は、関係町村の長が協議して定めた<u>関係町村教育委員会の教育長</u>をもって、これに充てる。 2～5 略 (委員) 第 7 条 委員は、<u>会長を除く関係町村教育委員会の教育長</u>をもって、これに充てる。 2 及び 3 略 (会長の職務代理) 第 8 条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ<u>指名した委員</u>が会長の職務を代理する。 (予算) 第 18 条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を<u>調製</u>し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。 2 略 (決算) 第 21 条 会長は、毎会計年度終了後 4 ヶ月以内に協議会の決算を<u>調製</u>し、協議会の会議の認定を経なければならない。 (その他の財務に関する事項) 第 22 条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</u>に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。</p>	<p>(組織) 第 5 条 協議会は、会長及び委員 <u>7 人</u>をもってこれを組織する。 (会長) 第 6 条 会長は、関係町村の長が協議して定めた<u>町村長</u>をもって、これに充てる。 2～5 略 (委員) 第 7 条 委員は、<u>関係町村教育委員会教育長</u>をもって、これに充てる。 2 及び 3 略 (会長の職務代理) 第 8 条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ<u>指定した委員</u>が会長の職務を代理する。 (予算) 第 18 条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を<u>調整</u>し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。 2 略 (決算) 第 21 条 会長は、毎会計年度終了後 4 ヶ月以内に協議会の決算を<u>調整</u>し、協議会の会議の認定を経なければならない。 (その他の財務に関する事項) 第 22 条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、<u>地方自治法</u>に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。</p>

附 則

この規約は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。